

お客様各位

2025 年 8 月吉日

タイ向け B/L 記載及び ACL 送信に関する注意事項

平素より上海錦江航運(集団)股份有限公司をご利用いただきまして、誠に有り難うございます。
タイ向け貨物の B/L 記載及び ACL 送信に関する注意事項について以下の通りご案内申し上げます。

記

タイ向けで、Consignee 又は Notify Party の住所がタイではなく、ミャンマー(MYANMAR)・ラオス(LAOS)・カンボジア(CAMBODIA)のいずれに該当する場合、「Cargo description」欄にて、必ず以下の文言を記載してください。

「IN TRANSIT CARGO FROM (積港名 or 国名 or 両方) VIA (揚港名 + Thailand) THEN TO THAI - (MYANMAR or LAOS or CAMBODIA) BORDER ON MERCHANTS' COST, RISK AND RESPONSIBILITY.」

上記の文言を B/L 及びマニフェスト上で確認できなかった場合、タイ税関に輸入通関を差し止められたり、罰金を課されたりする可能性がありますので、忘れずに記載するよう、お願い申し上げます。

なお、下記に 2 例の記載例をご参考に願います。

記載例その 1

IN TRANSIT CARGO FROM OSAKA, JAPAN VIA LAEM CHABNG, THAILAND THEN TO THAI - MYANMAR BORDER ON MERCHANTS' COST, RISK AND RESPONSIBILITY.

記載例その 2

IN TRANSIT CARGO FROM JAPAN VIA BANGKOK, THAILAND THEN TO THAI - LAOS BORDER ON MERCHANTS' COST, RISK AND RESPONSIBILITY.

以上